

# 花菖蒲ノ會會報

## 「評議員会」と「高裁判決」の報告

### 不本意な結果でしたが、 問題点もいよいよ顕在化

去る五月二十五・二十六日に神社本庁評議員会があり、六月十四日には神社本庁の代表役員に關しての東京高裁の判決がありました。「花菖蒲ノ會」としてはこのどちらにおいても不本意な結果でありましたが、現在の「神社本庁」といふ組織に内包する問題点が一層際立って明らかになってきました。

この問題点の解決には、一筋縄ではいかぬ困難さがありはしませんが、「神社本庁」のあり方を正してゆくことは、我が国の国体を護持し、文化を継承してゆく上で不可欠なことであります。

早急に「神社本庁」の体制と運営を正さなくては、後世に禍根を残すこととなります。そのためには「花菖蒲ノ會」の一層の結束と充実を進めたく存じます。

### 評議員会の経過と問題点

評議員会の経過については、「神社新報」(六月二十六日号)にもすでに概要が掲載され、「月刊若木」七月号(この記事執筆時にはまだ発刊されていません)が、本庁当局の見解による内容と予想してゐます)にも掲載されるので、ここでは詳細



令和5年  
7月7日  
第16号

との態度で会議に臨みました。

#### 第一日目の経過

そこで一日目から、予算の審議がこの評議員会の主たる議案であるが、予算を執行する役員体制を不明瞭なままにしては意味がないので、予算審議に先立ち、統理の総長指名が有効であることを確認する必要があるとの動議を提出しました。

しかし、議長は「評議員会規則」通りの動議の運用を避け、動議の成立を曖昧にしたまま議事進行し、さらに参与員である総務部長が「統理の指名の重要性」といふだけでは動議としての意味がないので採用できぬなどと珍妙な議事進行を誘導して、この問題を正式に議題として上程させず、ただ意見の主張だけに押さへ続けました。

議事の進行は議長の権限ですが、議事運営のシナリオがたよりの議長は、総務部長の誘導に従ふばかりで、総務部長はいかに「緊急動議」を不成立とするかの策略に終始してゐたと推察されるところです。

#### 議案審査と予算審議の委員会

議案審査特別委員会には、東海地区から「総長任期を二期まで」とする趣旨の提案もありましたが、曖昧な表現に修正されて上程されることとなりました。

予算審議特別委員会では、本年度の負担金がコロナ禍での減額を取りやめる説明に關連し、「著名神社で神社庁に負担金の納付を怠ってゐる事例があるとのことだが、何らかの指導をしてゐるか」の質問がありましたが、財政部長は「聞いたことがない」との答弁でした。「承知してゐる」とは答へられぬ立場ではありませうが、本庁の事務組織の硬直化が窺へる事例です。

#### 第二日目の経過

二日目の経過次第も「神社新報」を参照いただきますが、「花菖蒲ノ會」評議員は、一日目に曖昧にされた緊急動議の成立を試みました。

内容が不明確だとの指摘を避けるべく、決議文を

神社本廳の総長選任にあっては、統理の指名をもって決定することが設立以来の重要な慣習・伝統である。統理の指名に基づいた役員構成を早急に確立すること  
を本評議員会において決議

する。

として準備し、不明確だといふならば、印刷物を全員に配布し、どこが不明確か議論すべきと要求しました。

紆余曲折の意見ののち、議長も上程せざるを得ない雰囲気となりましたが、一旦、会議の休憩を宣しました。

休憩中に、今後の議事運営を円滑にするために協力願ひたいとして、動議提案者の佐野和史評議員は議長室に招かれました。

佐野評議員によると、議長室で待ち受けてゐたのは小川弁護士で、議長は窓際で打合せをただ傍聴してゐたことでした。

評議員会を取り仕切つてゐたのは議長ではなく、総務部長とそれを操る弁護士である実態が明らかになりました。小川弁護士は、終始、調整室内に陣取り、総務部長と議長にサインを送り議事運営してゐたやうです。株主総会での総会屋対策の要領で運営されたのが今回の評議員会だったのです。

議長殿には、是非、自らの見識をもつて、事務局やその裏方の弁護士操り人形ではない議事運営を期待したいものです。

そもそも評議員会の議場に、弁護士とはいへ、第三者が介入

してゐるのは異常事態です。

神社本廳の草創期には、未だ神道指令の有効な時代でありましたが、GHQ民間情報局のバンス課長が評議員会に立ち会つてゐたことが『神社本廳十年史』には記録されてゐます。

田中暫定総長が本会議中に発言し、葦津珍彦先生の「秘録」を挙げて統理の指名が伝統でないことが書かれてゐると論じましたが、「秘録」に記されてゐるのはGHQの監視下の時代のことで、この時代の本庁に立ち戻りたいとお考へなのでせうか。

統理様の権限を、本庁の伝統として明確にするのは、設立から三十年を経過した昭和五十年代であつて、この時期に、総長を宗教法人の代表役員として、さらに統理をその上位にある権威者として位置づけ、かつ、宗教法人である以前に宗教団体としての「神社本廳」が存在し、そちらが本来の機構であり、法人は世俗的事務機構であることが明確にする「神社本廳憲章」が制定されたのです。

### 審議未了と今後の課題

休憩時間中の議長との打合せ（実質は弁護士と総務部長との打合せ）の結果、佐野評議員の動議は実効性がないので、決議

の意味がないから、「芦原氏を総長に」といふ具体性のある表現にして出し直せ、さうすれば上程審議も可能となるとの説得で、時間が切迫する中、止むを得ずこれを了承したものでした。

しかし、会議が再開されると、いつ採択されたのかも不明瞭な「田中氏を総長に」との動議と抱き合はせでの審議として上程されました。

さらに、賛否の意見がずぶずると続く中で、出席評議員の員数が減少してゐるので、決議の意味がないとの意見が出され、出席人数の確認もされた結果、裁決不可との議長の発言で審議は曖昧なまま終了となりました。

結果的に、「花菖蒲ノ會」としては、今回の評議員会では目指した成果は得られませんでした。さらに、六月十四日の東京高裁判決も不満足な結果でした。

### （次号で解説します。）

昭和五十五年、「憲章」が制定されたとき、法人規則である「庁規」に偏った運営では不十分であるとして、その上位規定として「憲章」を位置づけました。

しかし、今回の会議中、田中暫定総長は、国の認証を受けてゐる「庁規」こそ基準とすべきとの趣旨の発言をしてゐます。

「宗教法人依存神道」とでも名付けたらいいのかもしれないが、宗教法人であることを権威の背景にしようとしてゐます。

戦後の第一回宗教法人審議会から、宗教法人であることは是非を問ひ続け、神宮の御鏡の問題を論じ、地鎮祭訴訟を支援してきた神社本廳の歩みを全く否定する見解です。

地鎮祭訴訟の当時、名古屋高裁判決を批判して「神道指令の亡霊」の用語が提唱されました。いまの本庁執行部は、「亡霊」どころか「神道指令の戦後レジーム」に立ち返らうとしてゐることになります。

「おほみこころいただきて」ではなく「マッカーサーさまのみこころの宗教法人をいただきます」を目指してゐるのです。

これを是正するには、評議員会が単なる宗教法人の評議員会ではなく、本来の宗教団体としての、憲章に基づく根本的な審議、決議機関であることの自覚をもつて、神国日本の建設のための責務を果たす機関として運営されなければなりません。神社本廳正常化のためには、このことが不可欠です。

評議員各位には是非、このことを深くご理解願ひます。